



佐賀県公報

平成17年
6月6日
(月曜日)
第12613号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規則

◎佐賀県地域産業支援センター条例施行規則

(八四・新産業課)

一

告示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(三四三・障害福祉課)

六

○道路の区域の変更

(三四四・道路課)

六

○道路の供用開始

(三四五・)

六

○道路の区域の変更

(三四六・)

七

○道路の供用開始

(三四七・)

七

○字の区域の変更

(三四八・市町村課)

七

○ ”

(三四九・)

三

公告

◎建設業の許可の取消処分

(建設・技術課)

二四

◎農業振興地域の区域の変更

(農山漁村課)

二五

○地盤沈下対策事業白石平野地区龍神排水機場の電気設備製作据付

工事及び海岸保全施設整備事業福富地区龍神排水樋門の操作設備

製作据付工事に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競

争入札

()

二五

教育委員会事項

◎佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例

施行規則

(規則・二二)

二七

公布された規則のあらまし

○佐賀県地域産業支援センター条例施行規則(規則第八四号)

- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。(第四条関係)
- 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。(第五条関係)
- 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。(第六条〜第八条関係)
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 6 佐賀県地域産業支援センターの管理に関する規則は、廃止することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

○規則

佐賀県地域産業支援センター条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八四号

佐賀県地域産業支援センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県地域産業支援センター条例(平成九年佐賀県条例第三十六号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第二条 条例第四条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。
一 県若しくは財団法人佐賀県地域産業支援センターが主催し、又は他の団体と共催して行う企業の事業活動に対する支援事業に施設を使用する場合

使用料の全額

二 催物の準備をし、又は現状に復するために施設を使用する場合 使用料の二分の一に相当する額

三 その他知事が特別の理由があると認める場合 使用料の一部の額又は全額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第三条 条例第五条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(申請の方法)

第四条 条例第六条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第五条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県地域産業支援センター(以下「支援センター」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 支援センターの施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、支援センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休所日)

第六条 条例第六条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち支援センターの休所日は、次に掲げる日を除き、一週間につき二日を限度とする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休所することができる。

(開所時間)

第七条 管理の基準のうち支援センターの開所時間は、一日につき十二時間以上とする。

(使用の制限)

第八条 管理の基準のうち指定管理者が支援センターの施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 支援センターの設置の目的に反する使用をするおそれがある場合

二 支援センター内の秩序を乱すおそれがある場合

三 支援センターの施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が支援センターの施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 使用許可申請書の内容に偽りがあつた場合

二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は第一項第四号の規定により支援センターの施設の使用の制限

をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(事業報告書の提出)

第九条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 支援センターの管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県地域産業支援センターの管理に関する規則の廃止)

2 佐賀県地域産業支援センターの管理に関する規則(平成十年佐賀県規則第十二号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、支援センターの管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

下記のとおり使用料の(減額・免除)を受けたいので申請します。

記

使用日時	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	
使用施設名	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 研究開発室 <input type="checkbox"/> 第2研修室		
使用目的			
減額・免除を申請する理由			
使用料	減免前の金額	減免する金額	徴収する金額
	円	円	円

様式第2号(第3条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

次のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 研究開発室 <input type="checkbox"/> 第2研修室
還付を申請する 理 由	
還付を受けよう とする金額	金 円
備 考	

○ 告 示

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県告示第三百四十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古 川 康

指定医師名	診療科目	診 療 場 所	指 定 年 月 日
井上 明美	内科	鳥栖市轟木町一五二三番地六 今村病院	平成一七・五・一〇
古賀 英之	"	鳥栖市原町六七〇番地一 啓心会病院	"
服巻 信也	"	唐津市船宮町二五八八番地三 服巻医院	"
西川 英夫	整形外科	武雄市武雄町大字富岡七六四一番地一 副島整形外科病院	"
鶴田 敬郎	"	"	"
森澤 佳三	"	"	"
中島久美子	"	"	"
高木 紀人	泌尿器科	武雄市武雄町大字富岡一一〇八三番地 武雄市立武雄市民病院	"

●佐賀県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年六月六日から平成十七年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月六日

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区 間	の			
一般国道 三二三号	唐津市浜玉町五反田字水車二四 六一番一地先から 唐津市浜玉町南山字中縄手二七 三〇番二地先まで	後	二二・〇 〃 一一・六	九一・二	
	唐津市浜玉町五反田字水車二四 六一番一地先から 唐津市浜玉町南山字中縄手二七 三〇番二地先まで	前	一三・五 〃 一〇・四		
	唐津市浜玉町五反田字水車二四 六一番一地先から 唐津市浜玉町南山字中縄手二七 三〇番二地先まで				八四・八

●佐賀県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年六月六日から平成十七年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 三二三号	唐津市浜玉町五反田字水車二四六一番一地先から 唐津市浜玉町南山字中縄手二七三〇番二地先まで	平成一七・六・六

◎佐賀県告示第三百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年六月六日から平成十七年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路間の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
県道 武雄多久線	武雄市武雄町大字昭和四八四番地先から 武雄市武雄町大字富岡字竹下一二二〇二番二地先まで	後	四二・八 一七・〇	二八二・六	
	武雄市武雄町大字昭和四八四番地先から 武雄市武雄町大字富岡字竹下一二二〇二番二地先まで	前	四二・八 九・〇		

◎佐賀県告示第三百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年六月六日から平成十七年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄多久線	武雄市武雄町大字昭和四八四番地先から 武雄市武雄町大字富岡字竹下一二二〇二番二地先まで	平成一七・六・七

◎佐賀県告示第三百四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

右の処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
兵庫町大字若宮字若宮	兵庫町大字若宮字一本柳二二二、二七二及び二七二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 兵庫町大字若宮字三本柳二二〇、二四八、二四八、二四九、二四九、二四九、二五〇、二五〇、二五一、二五一、二五一、二五一、二五二から二五二まで、二五二から二五二まで、二五三、二五三、二五四、二五四、二五四、二五五、二五五、二五六、二五六、二五七、二五七、二五七、二五八から二五八まで、二五九、二五九、二六〇及び二六一から二六一まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 兵庫町大字若宮字東屋敷二四五、三〇一、三〇二、三〇五、三〇九、三二〇、三二一、三二二、三二四、六二九、六五六の一部、六五七及び八九〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 兵庫町大字若宮字五本柳二六二、二六二、二六三、二六四、二六四、二六四、二六五から二六五まで、二六九、二七〇、二八五から二八九まで、二九一から二九三まで、二九四、二九四、二九五、三四七から三四九まで、三五〇、三五〇、三五二、三五二、三五四から三五六まで、三五八、三五九、三五九、三六〇、三六〇、三六一、三六一、三六二、三六三、三六四、三六六から三六八まで、三七〇から三七二まで、三七三、三七三、三七四、三七五、三七六及び三七八並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

<p>兵庫町大字若宮字五本松七二九^一、七三〇^一、七三一^{一四}、七三二^一、七三三^一、七三四^一、七四八^一から七四八^三まで、七四九^一、七五〇^一、七五〇^三、七五一^一、七五一^六、七五三^一、七五四^一、七九三^一、七九三^三、七九五^一、七九六から七九九まで、八〇一から八〇五まで、八〇七から八〇九まで、八一^一、八一^三、八一^二及び八一^三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字次郎屋敷七四三^一、七四三^三、七四四^一、七四六、七四七^一及び七四七^二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字北屋敷七六六^一、七六八^一、七六九^一及び七七〇^一並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字四本黒木八一五^一、八一六^一、八一六^五、八二二^{一四}、八二四^一、八二五^一及び八二六から八三一^一まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字五本杉八三五^一、八三六^一、八三七^一、八三八^一、八三八^三、八三九^一、八四二^一、八四六^一、八四九^一、八四九^三、八五〇^一、八五〇^三、八五二^一、八五二^三、八五三^一、八五四^一、八五四^三、八五五^一、八五五^三、八五六から八五八まで、八六〇^一、八六一^一、八六二^一、八五二^二、八五二^三、八五三^一、八五三^三、八五三^五、八五三^七、八五三^九、八五四^一、八五四^三、八五五^一、八五五^三、八五五^五、八五五^七、八五八^一、八五九^一、八六〇^一、八六一^一、八六三^一、八六四^一、八六七^一、八六八^一、八六九^一、一八七〇^五、一八七七^一、一八七七^三及び一八七七^五並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字吉野八八三^一及び八八三^四並びにこれらに伴う水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字四本杉八九六^一から八九六^三まで、八九七^一から八九七^四まで、八九八^一、八九九^一、九〇一^一から九〇一^三まで、九〇二^一、九〇四から九一〇^一まで、九一一^一、九一三^一、九一四^一から九一四^三まで、九一五^一及び九一七並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字三本杉九一八^一、九一九^一、九二〇^一、九二〇^三、九二一^一、九二一^三、九二二^一、九二二^四、九二二^三から九二三^三まで、九二四^一、九二四^三、九二四^四、九二五^一、九二六^一、九二六^三、九二七^一、九二七^三、九二八^一から九二八^四まで、九二九^一、九二</p>	<p>兵庫町大字若宮字五本松七二九^一、七三〇^一、七三一^{一四}、七三二^一、七三三^一、七三四^一、七四八^一から七四八^三まで、七四九^一、七五〇^一、七五〇^三、七五一^一、七五一^六、七五三^一、七五四^一、七九三^一、七九三^三、七九五^一、七九六から七九九まで、八〇一から八〇五まで、八〇七から八〇九まで、八一^一、八一^三、八一^二及び八一^三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字次郎屋敷七四三^一、七四三^三、七四四^一、七四六、七四七^一及び七四七^二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字北屋敷七六六^一、七六八^一、七六九^一及び七七〇^一並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字四本黒木八一五^一、八一六^一、八一六^五、八二二^{一四}、八二四^一、八二五^一及び八二六から八三一^一まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字五本杉八三五^一、八三六^一、八三七^一、八三八^一、八三八^三、八三九^一、八四二^一、八四六^一、八四九^一、八四九^三、八五〇^一、八五〇^三、八五二^一、八五二^三、八五三^一、八五四^一、八五四^三、八五五^一、八五五^三、八五六から八五八まで、八六〇^一、八六一^一、八六二^一、八五二^二、八五二^三、八五三^一、八五三^三、八五三^五、八五三^七、八五三^九、八五四^一、八五四^三、八五五^一、八五五^三、八五五^五、八五五^七、八五八^一、八五九^一、八六〇^一、八六一^一、八六三^一、八六四^一、八六七^一、八六八^一、八六九^一、一八七〇^五、一八七七^一、一八七七^三及び一八七七^五並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字吉野八八三^一及び八八三^四並びにこれらに伴う水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字四本杉八九六^一から八九六^三まで、八九七^一から八九七^四まで、八九八^一、八九九^一、九〇一^一から九〇一^三まで、九〇二^一、九〇四から九一〇^一まで、九一一^一、九一三^一、九一四^一から九一四^三まで、九一五^一及び九一七並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字三本杉九一八^一、九一九^一、九二〇^一、九二〇^三、九二一^一、九二一^三、九二二^一、九二二^四、九二二^三から九二三^三まで、九二四^一、九二四^三、九二四^四、九二五^一、九二六^一、九二六^三、九二七^一、九二七^三、九二八^一から九二八^四まで、九二九^一、九二</p>
<p>兵庫町大字若宮字野中</p>	<p>九^一、九三〇^一、九三一^一、九三一^三、九三一^四、九三二^一、九三二^三、九三二^四、九三三^一、九三三^三、九三三^四、九三四^一、九三五^一から九三五^三まで、九三六^一、九三七^一、九三八^一、九三九^一、九四〇^一、九四〇^三、九四〇^四、九四一^一、九四二^一、九四三^一、九四三^三、九四四^一及び九四五^一並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字一本松一九二二^一及び一九二七^三並びにこれらに伴う水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字金右衛門二一〇^六、二一〇^七及び二一〇^{一〇}の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字一本柳二二三^五及び二二三^六の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字三本柳二五三^三、二五六^三、二五八^四、二六〇^一及び二六〇^三の地先の道路及び水路</p> <p>兵庫町大字若宮字屋敷田二七三^二の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字三本松三八八^一の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字四本松四五八^三、四九九^三、四九九^五、五一八^一、五一八^五及び七二〇^一の地先の道路及び水路</p> <p>兵庫町大字若宮字二本黒木五三八^七及び六四九^三の地先の道路及び水路</p> <p>兵庫町大字若宮字一本黒木六三一^三及び六三七^{一〇}の地先の道路及び水路</p> <p>兵庫町大字若宮字次郎屋敷七四四^一の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字北屋敷七七〇^一の地先の字二本黒木の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字四本黒木八一五^一及び八二八^一の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字五本杉八六〇^一及び八六一^一の地先の道路及び水路</p> <p>兵庫町大字若宮字屋敷八八二^三の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字二本杉八九五^一の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字三本杉九二〇^三の地先の道路及び水路</p> <p>兵庫町大字若宮字五本松七三一^一、七三一^九、七三二^一、七五一^一、七五二^一、七五二^二、七五二^三、七五二^四、七五二^五、七五二^六、七五二^七、七五二^八、七五二^九、七五三^一、七五三^二、七五三^三、七五三^四、七五三^五、七五三^六、七五三^七、七五三^八、七五三^九、七五四^一、七五四^二、七五四^三、七五四^四、七五四^五、七五四^六、七五四^七、七五四^八、七五四^九、七五五^一、七五五^二、七五五^三、七五五^四、七五五^五、七五五^六、七五五^七、七五五^八、七五五^九、七五六^一、七五六^二、七五六^三、七五六^四、七五六^五、七五六^六、七五六^七、七五六^八、七五六^九、七五七^一、七五七^二、七五七^三、七五七^四、七五七^五、七五七^六、七五七^七、七五七^八、七五七^九、七五八^一、七五八^二、七五八^三、七五八^四、七五八^五、七五八^六、七五八^七、七五八^八、七五八^九、七五九^一、七五九^二、七五九^三、七五九^四、七五九^五、七五九^六、七五九^七、七五九^八、七五九^九、七六〇^一、七六〇^二、七六〇^三、七六〇^四、七六〇^五、七六〇^六、七六〇^七、七六〇^八、七六〇^九、七六一^一、七六一^二、七六一^三、七六一^四及び七六一^五並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>

兵庫町大字若宮字西屋敷二三四八、二三四八_二及び二三五〇_二並びにこれらに伴う水路の区域

兵庫町大字若宮字一本黒木二三九四、二三九四_三、二三九五_三、二三九七_三、二三九八_三、二三九九_三、二四〇〇_三、二四〇三_三、二四〇三_六、二四〇四_三、二四〇五_三、二四〇五_五、二四〇六_三、二四〇八_三、二四〇九_三、二四一〇_三、二四一一_三、二四一二_三、二四一三_三、二四一三_三、二四一四_三、二四一五_三、二四一五_三、二四一六_三、二四一六_三、二四一七_三、二四一九_三、二四一九_三、二四二〇_三から二四二〇_三まで、二四二二_三、二四二三_三、二四二四_三、二四二四_四、二四二五及び二四三二_三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字一本杉二四二七_三、二四二七_四、二四二九_四、二四四〇_三、二四四二_三、二四四四_三、二四四四_四、二四四四_四、二四四五_三、二四四五_三、二四四六_三、二四四七_三、二四四九_三、二四四九_三、二四五一_三、二四五一_三、二四五三_三、二四五三_三、二四五五_三、二四五六から二四五八まで、二四六〇_三、二四六一_三、二四六一_三、二四六二から二四六六まで、二四六七_三、二四六八_三、二四六八_三、二四七〇_三、二四七一_三、二四七二_三、二四七三_三、二四七四_三、二四七四_三、二四七五_三、二四七五_三、二四七七_三の一部、二四七七_三、二四七八_三、二四七八_三、二四七九_三、二四八〇_三の一部、二四八一_四、二四八一_六、二四八二_三、二四八三_三から二四八三_三まで、二四八三_四、二四八四_三、二四八四_三、二四八四_三、二四八四_三、二四八五_三から二四八五_三まで、二四八八_三から二四八八_三まで、二四九〇_三、二四九〇_三、二四九一_三、二四九一_三、二四九二_三、二四九二_三、二四九四_三、二四九四_三、二四九五_三、二四九六_三、二四九六_三、二四九七_三、二四九七_三、二四九八_三、二四九八_三、二五〇〇_三から二五〇〇_三まで、二五〇一_三、二五〇一_三、二五〇三_三から二五〇三_三まで、二五〇三_三、二五〇四_三、二五〇四_三、二五〇四_三、二五〇五_三、二五〇六_三、二五〇六_三から二五〇六_三まで、二五〇八_三、二五〇八_三、二五〇八_三から二五〇八_三まで、二五〇九_三、二五〇九_三から二五〇九_三まで、二五一〇_三、二五一〇_三、二五一一_三、二五一一_三、二五一三_三、二五一三_三、二五一四_三、二五一五_三、二五一六_三、二五一六_三、二五一六_三、二五二四_三から二五二四_三まで、二五二五_三及び二五二六_三並びにこれらに伴う道路及

び水路の区域

兵庫町大字若宮字中島二六〇〇_二及び二六〇〇_二

兵庫町大字若宮字宮ノ内二六〇四、二六〇七、二六〇八、二六〇九_三及び二六〇九_三

兵庫町大字若宮字傍示二六一六、二六二三_三、二六二三_三、二六二八_三、二六三三_四及び二六三三_五

兵庫町大字若宮字五本杉一八六七_三、一八六七_五、一八七三_三から一八七三_三まで及び一八七四_三の地先の道路及び水路

兵庫町大字若宮字掛屋敷一九九二、一九九四_三及び一九九四_三の地先の水路

兵庫町大字若宮字三本松二〇一四の地先の水路

兵庫町大字若宮字四本杉二〇四九の地先の水路

兵庫町大字若宮字二本杉二二二三_三、二二二六_三、二二二五_三、二二二五_三及び二二三二_三の地先の道路及び水路

兵庫町大字若宮字草原二二三八_三の地先の字二本杉の水路

兵庫町大字若宮字四本松二一九四の地先の道路及び水路

兵庫町大字若宮字屋敷副二一九九_三の地先の字二本松の水路

兵庫町大字若宮字西屋敷二三四九の地先の水路

兵庫町大字若宮字二本松二三五四_三の地先の水路

兵庫町大字若宮字一本杉二四二七_三、二四二九_三、二四三八_三及び二四八一_七の地先の水路

兵庫町大字若宮字一本黒木二四三二_三、二四三二_二及び二四三三_三の地先の水路

兵庫町大字若宮字屋敷二五九七_二及び二五九八_二の地先の字二本黒木の水路

兵庫町大字若宮字中島二六〇〇_二及び二六〇〇_三の地先の字二本黒木の水路

兵庫町大字若宮字傍示二六二三_三、二六二三_三、二六二八_三、二六三三_三、二六三三_三及び二六三三_四の地先の字二本黒木の水

●佐賀県告示第三百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、白石町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出が

大字深浦字西坊ヶ谷	大字深浦字道祖四八八五 ^三 及び四八八五 ^三	七 ^三 、四八六八 ^三 、四八六八 ^三 、四八六九 ^三 、四八八五 ^三 、四八八五 ^三 、四八九六 ^三 、四八九七 ^三 、四九〇五 ^三 、四九〇六 ^三 、四九〇七 ^三 、四九〇七 ^三 、四九二六 ^五 、四九二六 ^七 、四九二七 ^五 から四九二七 ^七 まで、四九三〇 ^五 、四九三二 ^四 、四九三二 ^三 、四九三二 ^五 から四九三二 ^七 まで、四九三三 ^四 、四九三三 ^五 、四九三三 ^四 、四九三三 ^四 及び四九三三 ^五 並びにこれらに伴う道路の区域
大字深浦字道祖	大字深浦字道祖四八八四 ^一 、四八八五 ^一 、四八八五 ^三 及び四八八五 ^四 の地先の大字深浦字阿弥陀の水路	

○ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき建設業の許可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月6日

佐賀県知事 古 川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業第12条の規定による届出のあった年月日
平成17年3月29日	富士設備工業株式会社 佐賀市松原四丁目8番8号	富永 謙二 佐賀県知事許可(般-11) 第1121号	水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月4日
平成17年3月29日	川原建設 佐賀郡大和町大字尼寺2607番地1	川原 信久 佐賀県知事許可(般-12) 第8469号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月3日
平成17年3月30日	白武建築 杵島郡白石町築切1144番地1	白武 徳平 佐賀県知事許可(般-14) 第771号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月17日

平成17年4月5日	株式会社芦原建設 佐賀市新栄東一丁目6番2号	芦原 清彦 佐賀県知事許可(特-13) 第1022号	土木一式工事業、建築一式工事業、及び土木工事業、舗装工事業及びしゅんせつ工事業に関する特定建設業の許可	平成17年3月24日
平成17年4月6日	有限会社アオノンコーポレーション 伊万里市大坪町乙583番地7	樋渡 篤実 佐賀県知事許可(般-16) 第10150号	土木一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月22日
平成17年4月11日	川添建築 唐津市北波多志気2630番地	川添 孝幸 佐賀県知事許可(般-12) 第6472号	建築一式工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月30日
平成17年4月12日	有限会社牟田口造園 佐賀市久保泉町大字上和泉2659番地第2	牟田口 幸男 佐賀県知事許可(般-13) 第6841号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月30日
平成17年4月18日	松田電機商会 唐津市呼子町呼子4181番地2	松田 梅太郎 佐賀県知事許可(般-13) 第8821号	電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可	平成17年4月11日
平成17年4月26日	大川建設株式会社 神埼郡三田川町大字吉田260番地1	藤村 哲男 佐賀県知事許可(特-15) 第5538号	舗装工事業に関する特定建設業の許可	平成17年4月6日
平成17年4月26日	有限会社正和建設 唐津市竹木場5134番地1	岡田 未恵 佐賀県知事許可(般-14) 第5695号	土木一式工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成17年4月18日

平成17年 4月26日	株式会社トウエー興業 唐津市殿木町中島13 64番地2	相島 勤 佐賀県知事許可 (般-12) 第8325号	土木一式工事業及び とび・土工工事業に 関する一般建設業の 許可	平成17年4月 20日
平成17年 4月28日	株式会社浦川建設 藤津郡太良町大字多 良1361番地	浦川 康唱 佐賀県知事許可 (般-14) 第1162号	管工事業に関する一 般建設業の許可	平成17年4月 8日
平成17年 4月28日	株式会社山儀建設 伊万里市黒川町真手 野3108番地	山口 登 佐賀県知事許可 (般-13) 第3154号	さく井工事業に関す る一般建設業の許可	平成17年4月 6日
平成17年 4月28日	有限会社加徳海事 藤津郡太良町大字大 浦丙1013番地5	山本 司 佐賀県知事許可 (般-11) 第9447号	土木一式工事業と び・土工工事業、舗 装工事業、しゅんせ つ工事業及び水道施 設工事業に関する一 般建設業の許可	平成17年4月 4日
平成17年 4月28日	野中工業 佐賀郡川副町大字大 井道626番地口1	野中 健嗣 佐賀県知事許可 (般-13) 第9738号	建具工事業に関する 一般建設業の許可	平成17年4月 6日

農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) 第7条第1項の規
定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、指定図面は、佐賀県土づくり本部農山漁村課及び伊万里市役所に備
え置いて縦覧に供する。

平成17年6月6日

佐賀県知事 古 川 康

指定を変更 する市町村	変更後の 指定番号	変更理由	変更後の農業振興地域の範囲
伊万里市	5変4	国土利用計画法(昭 和49年法律第92号) に基づく土地利用基 本計画の農業地域の 縮小及び都市計画法 (昭和43年法律第100 号)に基づく用途地 域の拡大	次の区域を除いた区域 1 都市計画法に基づく用途地域 (平成17年4月1日付け伊万里市 告示第21号)及び臨港地区 2 港湾法(昭和25年法律第218号) に基づく港湾隣接地域 3 伊万里工業団地 4 規模の大きな森林の区域で林業 又は国土の保全のために利用すべ き土地

地盤沈下対策事業白石平野地区龍神排水機場の電気設備製作据付工事及び海
岸保全施設整備事業福富地区龍神排水樋門の操作設備製作据付工事について、
特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加
申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

平成17年6月6日

佐賀県知事 古 川 康

1 工事の概要

(1) 工事名 地盤沈下対策事業白石平野地区龍神排水機場の電気設備製作据

付工事

海岸保全施設整備事業福富地区龍神排水樋門の操作設備製作据

付工事

(2) 工事場所 佐賀県杵島郡白石町大字八平地内

(3) 工事内容 本工事は、杵島郡白石町大字八平地内で施工する龍神排水機

場の電気設備製作据付及び龍神排水樋門の操作設備製作据付を
行うものである。

排水機場の電気設備製作・据付工事 1式

排水樋門の操作設備製作・据付工事 1式

<p>(4) 予定工期 約7か月間</p> <p>2 共同企業体に関する事項</p> <p>本工事の入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす特定建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。</p> <p>(1) 構成員の資格要件</p> <p>ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(イ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により電気工事Aの決定を受けていること。</p> <p>(ロ) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。</p> <p>(ハ) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が3年以上あること。</p> <p>(ニ) 電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。</p> <p>(ホ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づき指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札の日までの間受けていないこと。</p> <p>(ヘ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同令167条の4第1項の規定に該当しない者とする。</p> <p>(イ) 入札参加資格の確認基準日(平成17年6月27日)以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ウ) 受配電設備工事(機器の更新等の改良工事も含む。)について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した</p>	<p>実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる工事の施工経験を有する監理(主任)技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。</p> <p>(ロ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、受配電設備工事(機器の更新等の改良工事も含む。)について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。</p> <p>(2) 構成員の数 2社とする。</p> <p>(3) 出資比率 各構成員は、30パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 代表者の要件 代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施行能力を有する者で、出資比率が構成員中最大である者とする。</p> <p>(5) 存続期間 ア 県工事の相手方となつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 共同企業体協定書</p> <p>(3) 共同企業体編成表</p> <p>(4) 同種工事の施工実績調書及び実績を証明する書類</p>
--	---

<p>(5) 配置予定技術者調書及び経験を証明する書類(共同企業体の代表者のみ)</p> <p>(6) 次に掲げる事項を記載した施工計画書</p> <p>ア 施工計画概要</p> <p>イ 主要工事の施工計画</p> <p>ウ 安全対策</p> <p>(7) 営業所一覧表</p> <p>(8) 経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>(平成15年12月1日から平成16年11月30日までの間に審査の基準日があるもの)</p> <p>4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成17年6月13日から平成17年6月20日(土曜日及び日曜日を除く。)までの午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>佐賀県武雄農林事務所総務課(武雄市武雄町大字昭和265番地)</p> <p>電話番号 0954-23-5111</p> <p>(3) 提出方法</p> <p>上記(2)の部局に持参すること。</p> <p>なお、郵送又は電送による申し込みは受け付けない。</p> <p>5 指名業者の選定</p> <p>指名業者は、入札参加申請書及び提出資料の審査結果に基づき、本県の指名基準により選定する。</p> <p>また、本工事の入札に参加できる者は、指名を受けたものに限る。</p> <p>6 入札予定時期</p> <p>平成17年7月</p> <p>7 その他</p> <p>入札参加申請書及び提出資料作成要領等は、佐賀県武雄農林事務所において</p>	<p>て配布する。</p> <p>問い合わせ先</p> <p>佐賀県武雄農林事務所総務課(武雄市武雄町大字昭和265番地)</p> <p>電話番号 0954-23-5111</p> <p>○ 教育委員会事項</p> <p>佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例施行規則を いかに公布する。</p> <p>平成十七年六月六日</p> <p>佐賀県教育委員会 委員長 杉 町 誠 一 郎</p> <p>●佐賀県教育委員会規則第二十一号</p> <p>佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例 施行規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐賀県少年自然の家設置条例(昭和五十年佐賀県条例第十四号。以下「設置条例」という。)及び佐賀県少年自然の家使用料条例(昭和五十年佐賀県条例第十五号。以下「使用料条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請の方法)</p> <p>第二条 設置条例第三条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 事業計画書</p> <p>二 法人にあつては、法人登記簿の謄本</p> <p>三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に關する</p>
--	---

書類

四 その他教育委員会が必要と認める書類

(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 佐賀県少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 少年自然の家の施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、少年自然の家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休所日)

第四条 設置条例第三条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち少年自然の家の休所日は、指定管理者が必要があると認められた日とする。

2 指定管理者は、前項の規定により休所するとき、教育委員会に協議しなければならぬ。

(使用者の範囲)

第五条 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の使用を許可することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 小学校の児童及び中学校の生徒を主な構成員とする少年団体
- 二 学校行事として利用する小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の児童及び生徒
- 三 前二号に規定する団体及び学校の指導者
- 四 その他教育委員会があらかじめ指定したもの

(使用の制限)

第六条 管理の基準のうち指定管理者が前条の規定にかかわらず少年自然の家の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 少年自然の家の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合

二 少年自然の家の内の秩序を乱すおそれがある場合

三 少年自然の家の施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 使用許可申請書の内容に偽りがあつた場合
- 二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- 三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第四号の規定により少年自然の家の施設の使用の制限をしようとするときは、教育委員会に協議しなければならない。

(使用料の免除)

第七条 使用料条例第三条の規定により、次の各号のいずれかに該当するものは、使用料を免除する。

- 一 第五条第二号に規定する児童生徒のうち、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)に基づく教育扶助又は就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)若しくは盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)に基づく就学奨励費の支給を受けている児童生徒
- 二 その他教育長が特に必要と認めるもの

2 使用料の免除を受けようとする者は、少年自然の家使用料免除申請書(様式第一号)を教育長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第八条 使用料条例第四条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする

るものは、使用料還付請求書(様式第二号)を教育長に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第九条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 少年自然の家の管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県少年自然の家の管理に関する規則の廃止)

2 佐賀県少年自然の家の管理に関する規則(昭和五十年佐賀県教育委員会規則第四号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、少年自然の家の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

少年自然の家使用料免除申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

学 校 名

学 校 長 名

電 話 番 号

㊟

次の児童（生徒）に係る少年自然の家の使用料の免除を受けたいので申請します。

学 年 及 び 組	氏 名	備 考
年 組		
年 組		
年 組		
年 組		
年 組		
年 組		
年 組		

- 注 1 申請書は、必ず入所前に提出してください。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

様式第2号(第8条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所

団体代表者名

㊟

電話番号

次のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 号
納入年月日	年 月 日
還付を受けようとする 金額	金 円
還付を受けようとする 理由	
備 考	
還付金振込口座	銀行 普通預金 支店 口座番号 信用金庫 当座預金
	口座名義人

注 1 この請求書には、使用料の領収証書(写し)を添付してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事
古川 康
平成十七年六月六日印刷及び発行

発行所 株式会社古川総合印刷
発行定日 毎週月水金曜日